

## 特別養護老人ホーム 松葉園 ご利用料金表

ユニット型介護福祉施設

(単位:円)

令和5年6月1日現在

介護度	段階	サービス費	居住費	食費	1日あたり	1ヶ月(30日)
介護度1	1	670	820	300	1,790	53,700
	2		820	390	1,880	56,400
	3①		1,310	650	2,630	78,900
	3②		1,310	1,360	3,340	100,200
	4(1割負担)	1,340	2,400	1,850	4,920	147,600
	4(2割負担)		2,400	1,850	5,590	167,700
	4(3割負担)		2,009	2,400	1,850	6,259
介護度2	1	740	820	300	1,860	55,800
	2		820	390	1,950	58,500
	3①		1,310	650	2,700	81,000
	3②		1,310	1,360	3,410	102,300
	4(1割負担)	1,479	2,400	1,850	4,990	149,700
	4(2割負担)		2,400	1,850	5,729	171,870
	4(3割負担)		2,219	2,400	1,850	6,469
介護度3	1	815	820	300	1,935	58,050
	2		820	390	2,025	60,750
	3①		1,310	650	2,775	83,250
	3②		1,310	1,360	3,485	104,550
	4(1割負担)	1,629	2,400	1,850	5,065	151,950
	4(2割負担)		2,400	1,850	5,879	176,370
	4(3割負担)		2,444	2,400	1,850	6,694
介護度4	1	886	820	300	2,006	60,180
	2		820	390	2,096	62,880
	3①		1,310	650	2,846	85,380
	3②		1,310	1,360	3,556	106,680
	4(1割負担)	1,771	2,400	1,850	5,136	154,080
	4(2割負担)		2,400	1,850	6,021	180,630
	4(3割負担)		2,656	2,400	1,850	6,906
介護度5	1	954	820	300	2,074	62,220
	2		820	390	2,164	64,920
	3①		1,310	650	2,914	87,420
	3②		1,310	1,360	3,624	108,720
	4(1割負担)	1,908	2,400	1,850	5,204	156,120
	4(2割負担)		2,400	1,850	6,158	184,740
	4(3割負担)		2,862	2,400	1,850	7,112

段階1・2・3・4とは、年金所得合計に基づき野田市が認定する段階です

段階1 市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 生活保護受給者

段階2 市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円以下の方

段階3① 市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円超120万円以下の方

段階3② 市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得額の合計が120万円超の方

段階4 上記以外の方

\* 上記以外に1日につき各種加算がつきますが、詳しくは日額料金表をご覧ください。

※報酬単価は地域加算導入により「1単位＝10.27円」となります。

尚、各種加算には地域加算の計算方式により、端数金額に若干の差が生ずる場合があります。ご了承ください。

特別養護老人ホーム各種加算料金(日額)

(円単位)

各種加算	1割負担	2割負担	3割負担	令和4年10月1日現在
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	23	45	68	介護福祉士が介護職員の総数の80%以上もしくは勤続10年以上の介護福祉士が35%以上配置。
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	19	37	56	介護福祉士が介護職員の総数の60%以上。
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	7	13	19	介護福祉士が介護職員の総数の50%以上もしくは常勤職員が75%以上、又は勤続7年以上の介護福祉士が30%以上配置。
日常生活継続支援加算	48	95	142	入居者に対して介護福祉士が占める割合が6:1であること。他重介護度や認知症利用者の締める割合が定められた割合以上入所されている場合算定。
看護体制加算(Ⅰ)	5	9	13	常勤の看護師を1名以上配置。
看護体制加算(Ⅱ)	9	17	25	看護職員が入所者が25名又はその端数を増すごとに1名配置規定の職員数に1名以上配置 病院等と24時間の連絡体制が図れていること。
夜間職員配置加算(Ⅱ)口	19	37	56	看護及び介護職員で規定の人員より1以上多く配置している場合加算。
夜間職員配置加算(Ⅳ)口	22	43	65	上記要件に加え、夜勤時間帯を通じて看護職員又は喀痰吸引等の実施が出来る介護職員を配置していること。
個別機能訓練加算(Ⅰ)	13	25	37	機能訓練指導員が利用者毎に個別機能訓練計画を作成し、効果、実施方法等について評価を行う。
個別機能訓練加算(Ⅱ)(月額)	21	41	62	個別機能訓練計画の内容等を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって必要な情報を活用する。
生活機能向上連携加算(Ⅰ)(月額) ※3ヶ月に1回	103	206	309	訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士や医師から助言を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で機能訓練指導員が個別機能訓練計画を作成する。
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)(月額)	3	6	9	入所者ごとに褥瘡の発生に係るリスクについて評価し、リスクがあるとされた入所者に対しては褥瘡ケア計画を作成し、ケア計画に基づき褥瘡管理を実施する。
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)(月額)	14	27	40	上記に加え、褥瘡の発生が無いこと。
排せつ支援加算(Ⅰ)(月額)	11	21	31	排泄に介護を要する入所者のうち、排泄に係る要介護状態の軽減の見込みについて医師または看護師が評価し、評価結果を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用して支援計画を作成・実施していること。
排せつ支援加算(Ⅱ)(月額)	16	31	47	上記に加え、施設入所時と比較して排尿・排便の少なくとも一方が改善もしくはおむつ使用ありから使用なしに改善していること。
排せつ支援加算(Ⅲ)(月額)	21	41	62	排せつ支援加算(Ⅰ)に加え、排尿・排便の少なくとも一方が改善しており、且つ、おむつ使用ありから使用なしに改善していること。
経口維持加算(Ⅰ)(月額)	411	822	1,233	摂食障害や誤嚥が認められる利用者に対して、施設職員が協働で経口維持管理を行っている場合。医師または歯科医師の指示が必要。

経口維持加算（Ⅱ） （月額）	103	206	309	協働での経口維持管理の中において歯科医療機関を定め、歯科医師、歯科衛生士または言語聴覚士が参加している。	
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3	6	9	認知症介護にかかる専門的な研修を修了しているものを一定数配置。	
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	5	9	13	上記に加え、認知症介護の指導にかかる専門的な研修を修了しているものを配置。	
口腔衛生管理加算（Ⅰ） （月額）	93	185	278	歯科衛生士が入所者に対して口腔ケアを月2回以上行っており、口腔ケアについて介護職員に具体的な技術的助言及び指導を行う。	
口腔衛生管理加算（Ⅱ） （月額）	113	226	339	上記に加え、口腔衛生等の管理にかかる計画の内容等を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用する。	
栄養マネジメント強化加算	12	23	34	管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を70で除して得た数移乗配置。	
科学的介護推進体制加算 （Ⅱ） （月額）	52	103	154	入所者ごとのADL情報、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、心身の状況、疾病の状況などを厚生労働省に提出し、より質の高い介護の為に必要な情報を活用する。	
自立支援促進加算 （月額）	309	617	925	医師が自立支援の為に特に必要な医学的評価を行い、定期的に医学的評価の見直しを行いながら自立支援にかかる支援計画の作成に参加していること。また、医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用していること。	
安全対策体制加算 （入所時のみ）	21	41	62	外部の研修を受けた担当者が配置され、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。入所時に1回限り算定。	
初期加算 （入所後の30日間）	31	62	93	入所した日から起算して30日間算定。30日を超える入院後の再入所の際も算定される。	
外泊時算定 （1ヶ月に6日を限度として）	253	506	758	病院に入院した場合や自宅などへ外泊した場合に1ヶ月に6日を限度として算定。入院日と退院日は算定されない。	
療養食加算 （1回につき）	7	13	19	医師が発行した食事せんに基づき、療養食を提供。（1日3食を限度とする。）	
看取り介護加算	（Ⅰ）死亡日45日前～31日前	74	148	222	医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者様について、本人及び家族とともに、医師、看護師、介護職員等が協同して、随時本人又はその家族に対して十分な説明を行い、本人の意思を尊重しながら支援する。
	（Ⅱ）死亡日30日前～4日前	148	296	444	
	（Ⅲ）死亡日前々日、前日	699	1,397	2,095	
	（Ⅳ）死亡日	1,315	2,629	3,944	
退所時等相談援助加算	（1）退所前訪問	473	945	1,418	退所に先立って、介護支援専門員、生活相談員等が居宅を訪問し家族に退所後のサービス利用について相談援助を行なった場合、入所中1回（入所後早期に相談援助の必要がある場合2回）算定。
	（2）退所後訪問	473	945	1,418	退所後30日以内に居宅を訪問し、入所者、家族等に相談援助を行なった場合、退所後1回を限度として算定。
	（3）退所時相談援助	411	822	1,233	入所期間が1ヶ月を超えるご利用様が退所し、居宅において居宅サービス、地域密着サービス、その他の保健医療サービス、福祉サービスについて、相談援助を行う。
	（4）退所前連携	514	1,027	1,541	入所期間が1ヶ月を超えるご利用様の退所に先立って、居宅介護支援事業者と連携し、居宅サービス、地域密着サービスに必要な情報の提供や利用に関する調整を行う。

介護職員処遇改善加算	8.3%	8.3%	8.3%	処遇改善のため利用者負担額の8.3%分算定。
介護職員等特定処遇改善加算	2.7%	2.7%	2.7%	処遇改善のため利用者負担額の2.7%分算定。
介護職員等ベースアップ等支援加算	1.6%	1.6%	1.6%	処遇改善のため利用者負担額の1.6%分算定。

**「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けた方は、居住費(滞在費)・食費が以下の通りとなります。**

利用者負担 段階区分	居住費(滞在費)	食費	各料金表の居住費(滞在費)・食費を左表に置き換えてください
第1段階の方	820円	300円	
第2段階の方	820円	390円	
第3段階①の方	1,310円	650円	
第3段階②の方	1,310円	1,360円	

## 介護保険サービスの対象とならないサービス

以下のサービスは、ご契約者の個別希望により行うサービスです。  
ご利用料金は、ご契約者に全額負担していただきます。

サービス内容	利用料金
通院・外出の移送、付き添い(協力医療機関以外の受診等)	1日 2,000円 実走1km毎に50円 ※職員一人当たりの費用
外出等の付き添い及び買い物(近隣の散歩は除く)	1日 2,000円 ※職員一人当たりの費用
外出時の駐車場・有料道路の費用	実費
理容サービス	基本料金 カット 1,500円 基本+顔剃り 2,000円 顔剃りのみ 500円
美容サービス	基本料金 カット+襟剃り 2,000円 基本+部分パーマ 3,000円 基本+全体パーマ4,000円
行事・クラブ活動	材料費の実費 経費がかかる場合は実費
金銭出納(日常的な生活費の管理を行います。)	1ヶ月 2,000円
特別な食事(ご契約者のご希望に基づいた酒類を含む特別な食事を提供します。)	要した費用
不測の事態への対応(ご契約者が行方不明になるなどの不測の事態が生じ、捜索費等それに係る費用の負担が妥当であると判断される場合のみ、ご負担いただきます。)	実費
定期的な診療日以外の診療・薬剤・その他治療に要する費用	医療保険本人負担額

※その他に必要なに応じて費用がかかる場合がございます。

※各種加算は、ご本人様及びご家族様の同意の上、必要に応じて加算されます。

※報酬単価は地域加算導入により「1単位=10.27円」となります。

尚、各種加算には地域加算の計算方式により、端数金額に若干の差が生ずる場合があります。ご了承下さい。